三　平成三十年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［2・3　略］

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が、十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

［5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.3 \times A + 0.2 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D + 0.1 \times E + 0.1 \times F + 0.1) \times \underline{0.682}$ 0.3×A、0.2×B、0.1×C、0.1×D、0.1×E及び0.1×Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ $A = \{a - b - (\alpha + \beta + \gamma)\} / \{b \times (-\underline{0.157})\}$ {a－b－（α＋β＋γ）}／bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a　平成25年から平成29年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（指定都市を包括する道府県にあつては、平成29年4月1日現在の職員数については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員の数の合計数に相当する数として総務大臣が通知した数を加算した数とする。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によって算定した数を控除した数

三　平成二十九年改正前の省令附則第十九条の五第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十九条の五第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［2・3　同上］

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が、十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

［5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.3 \times A + 0.2 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D + 0.1 \times E + 0.1 \times F + 0.1) \times \underline{0.776}$ 0.3×A、0.2×B、0.1×C、0.1×D、0.1×E及び0.1×Fに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによって算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。） 算式Ⅰ $A = \{a - b - (\alpha + \beta + \gamma)\} / \{b \times (-\underline{0.156})\}$ {a－b－（α＋β＋γ）}／bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によって算定した数を控除した数